

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年5月8日

高知地方法務局 登記官 栗田晃功

記

| 手続番号 | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|--------------------|------------------------|
| 第 4900-2024-0056 号 | 高知市介良字八幡丸乙 7 8 2 番 |
| 第 4900-2024-0102 号 | 高知市仁井田字中水主 3 1 6 0 番ロ |
| 第 4900-2024-0103 号 | 高知市仁井田字東水主 3 1 6 5 番ニ |
| 第 4900-2024-0104 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 1 |
| 第 4900-2024-0105 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 2 |
| 第 4900-2024-0106 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 3 |
| 第 4900-2024-0107 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 5 |
| 第 4900-2024-0108 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 7 |
| 第 4900-2024-0109 号 | 高知市仁井田字裏塩田 3 1 8 5 番 9 |